

令和 8 年 3 月 31 日 付 総 発 0331 第 1 号 ・ 政 総 発 0331 第 1 号 「 厚 生 労 働 省 の 所 管 す る 法 律 又 は 政 令 の 規 定 に 基 づ く 立 入 検 査 等 の 際 に 携 帯 す る 職 員 の 身 分 を 示 す 証 明 書 の 様 式 の 特 例 に 関 す る 省 令 等 の 施 行 に つ い て 」 の 一 部 改 正 に つ い て

改正後	改正前
1 制定の趣旨 (略) なお、他府省庁との共管法令の規定に基づく立入検査等に係る身分証明書についても、共管府省庁の組み合わせごとに新たな共同命令を制定して統合様式を定めることにより、統合様式を用いて身分証明書を作成することができることとした（共同命令の施行については、当該命令に係る立入検査等の根拠となる共管法令の条項を所管する部局及び他府省庁から別途通知されるものであること。）ほか、他府省庁の所管法令等の規定に基づく立入検査等に係る身分証明書についても、統合様式を用いて身分証明書を作成することができることとされた。 2 制定された省令等の概要 (1) 特例省令 立入検査等の際に携帯する職員の身分証明書のうち法令において様式の定めがあるものについて、既存の身分証明書の様式に加えて、統合様式を用いることができる旨を規定した。 なお、統合様式を用いることができる身分証明書の一覧は、<u>特例省令</u>を参照されたい。 (2) (略) 3 統合様式の記載内容等 ・統合様式中第 1 面には、発行された身分証明書を識別するための発行番号並びに立入検査等をする権限を有する職員の職名、氏名<u>（旧姓使用を可能とする。ただし、別に定めがある場合はこの限りではない。）</u>及び生年月日を記載し、当該職員の顔写真を貼付するとともに、身分証明書の交付日及び有効期限を記載し、発行者が押印するものとする。	1 制定の趣旨 (略) なお、他府省庁との共管法令の規定に基づく立入検査等に係る身分証明書についても、共管府省庁の組み合わせごとに新たな共同命令<u>13本</u>を制定して統合様式を定めることにより、統合様式を用いて身分証明書を作成することができることとした（共同命令の施行については、当該命令に係る立入検査等の根拠となる共管法令の条項を所管する部局及び他府省庁から別途通知されるものであること。）ほか、他府省庁の所管法令等の規定に基づく立入検査等に係る身分証明書についても、統合様式を用いて身分証明書を作成することができることとされた<u>（各府省庁の統合対象となる身分証明書については参考一覧のとおり。）</u>。 2 制定された省令等の概要 (1) 特例省令 立入検査等の際に携帯する職員の身分証明書のうち法令において様式の定めがあるものについて、既存の身分証明書の様式に加えて、統合様式を用いることができる旨を規定した。 なお、統合様式を用いることができる身分証明書の一覧は、<u>特定省令</u>を参照されたい。 (2) (略) 3 統合様式の記載内容等 ・統合様式中第 1 面には、発行された身分証明書を識別するための発行番号並びに立入検査等をする権限を有する職員の職名、氏名及び生年月日を記載し、当該職員の顔写真を貼付するとともに、身分証明書の交付日及び有効期限を記載し、発行者が押印するものとする。

(略) 4 その他 統合様式が利用可能となった各身分証明書に関する問合せについては、各担当課室において対応することとしている。 (削る) 本通知発出により統合様式が利用可能となった立入検査等身分証明書 別添 R8.3.31 時点 <table><tr><td>(第一欄) 立入検査根拠法令</td><td>(第二欄) 既存の身分証明書様式を定める省令等</td><td>(第三欄) 法令 所管府省</td><td>(第四欄) (共管法令の場合)</td><td>(第五欄) 備考</td></tr></table>	(第一欄) 立入検査根拠法令	(第二欄) 既存の身分証明書様式を定める省令等	(第三欄) 法令 所管府省	(第四欄) (共管法令の場合)	(第五欄) 備考	(略) 4 その他 統合様式が利用可能となった各身分証明書に関する問合せについては、<u>別紙の各担当課室において対応することとしているので、必要に応じ参照されたい。</u> <u>担当課室一覧</u> <u>別紙</u> R4.9.28 時点 <u>統合様式が利用可能となった各身分証明書の担当部署は下表の右欄のとおりです。お問い合わせの際は、厚生労働省お問い合わせ窓口（電話 03-5253-1111（代表）（平日 18 時 15 分まで））にご連絡いただき、オペレータに担当部署名をお伝えください。</u> <u>特例省令制定により統合様式が利用可能となった立入検査等身分証明書</u> <table><tr><td><u>(略)</u></td><td><u>(略)</u></td></tr></table> <u>本通知発出により統合様式が利用可能となった立入検査等身分証明書（別添）</u> <table><tr><td><u>(略)</u></td><td><u>(略)</u></td></tr></table> 本通知発出により統合様式が利用可能となった立入検査等身分証明書 別添 R4.9.28 時点 <table><tr><td>(第一欄) 立入検査根拠法令</td><td>(第二欄) 既存の身分証明書様式を定める省令等</td><td>(第三欄) 法令 所管府省</td><td>(第四欄) (共管法令の場合)</td><td>(第五欄) 備考</td></tr></table>	<u>(略)</u>	<u>(略)</u>	<u>(略)</u>	<u>(略)</u>	(第一欄) 立入検査根拠法令	(第二欄) 既存の身分証明書様式を定める省令等	(第三欄) 法令 所管府省	(第四欄) (共管法令の場合)	(第五欄) 備考
(第一欄) 立入検査根拠法令	(第二欄) 既存の身分証明書様式を定める省令等	(第三欄) 法令 所管府省	(第四欄) (共管法令の場合)	(第五欄) 備考											
<u>(略)</u>	<u>(略)</u>														
<u>(略)</u>	<u>(略)</u>														
(第一欄) 立入検査根拠法令	(第二欄) 既存の身分証明書様式を定める省令等	(第三欄) 法令 所管府省	(第四欄) (共管法令の場合)	(第五欄) 備考											

	法令名	条項	省令等名	条項等		主管府省	
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)		(削る)		
		(削る)	(削る)		(削る)		
		(削る)	(削る)		(削る)		
		(削る)	(削る)		(削る)		
1	社会福祉法 (昭和26年法律第45号)	70条	なし		厚生労働省		
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)		(削る)		
2	国民健康保険法 (昭和33年法律第192号)	79条の2 (地方自治法231条の3 3項、国税徴収法141条)	なし		厚生労働省		
3	高齢者の医療の確保に関する法律 (昭和57年法律第80号)	44条4項 (国税徴収法141条)	なし		厚生労働省		
		113条 (地方自治法231条の3 3項、国税徴収法141条)	なし		厚生労働省		
4	社会福祉士及び介護福祉士法 (昭和62年法律第30号)	48条の9並びに附則25条及び27条2項において準用する20条1項	なし		厚生労働省		
5	介護保険法 (平成9年法律第123号)	115条の45の7 1項	なし		厚生労働省		
		144条 (地方自治法231条の3 3項、国税徴収法141条)	なし		厚生労働省		
		156条4項 (国税徴収法141条)	なし		厚生労働省		
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)		(削る)		
		(削る)	(削る)		(削る)		
		(削る)	(削る)		(削る)		
		(削る)	(削る)		(削る)		
		(削る)	(削る)		(削る)		

	法令名	条項	省令等名	条項等		主管府省	
1	児童福祉法 (昭和22年法律第164号)	29条	なし		厚生労働省		
		56条1～2項・4項・6項	なし		厚生労働省		
		57条の2 6項	なし		厚生労働省		
2	社会福祉法 (昭和26年法律第45号)	70条	なし		厚生労働省		
3	水道法 (昭和32年法律第177号)	17条1項	なし		厚生労働省		
4	国民健康保険法 (昭和33年法律第192号)	79条の2 (地方自治法231条の3 3項、国税徴収法141条)	なし		厚生労働省		
5	高齢者の医療の確保に関する法律 (昭和57年法律第80号)	44条4項 (国税徴収法141条)	なし		厚生労働省		
		113条 (地方自治法231条の3 3項、国税徴収法141条)	なし		厚生労働省		
6	社会福祉士及び介護福祉士法 (昭和62年法律第30号)	48条の9並びに附則18条及び20条2項において準用する20条1項	なし		厚生労働省		
7	介護保険法 (平成9年法律第123号)	115条の45の7 1項	なし		厚生労働省		
		144条 (地方自治法231条の3 3項、国税徴収法141条)	なし		厚生労働省		
		156条4項 (国税徴収法141条)	なし		厚生労働省		
8	児童虐待の防止等に関する法律 (平成12年法律第82号)	8条の2 1項	なし		厚生労働省		
		9条1項	なし		厚生労働省		
		9条の2 1項	なし		厚生労働省		
		9条の3 1項	なし		厚生労働省		

6	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）	8条3項（国税徴収法141条）	なし		厚生労働省				9	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）	8条3項（国税徴収法141条）	なし			厚生労働省		
7	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）	11条1項	なし		厚生労働省				10	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）	11条1項	なし			厚生労働省		
8	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）	11条1項	なし		厚生労働省				11	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）	11条1項	なし			厚生労働省		
9	労働者協同組合法（令和2年法律第78号）	126条1項	なし		厚生労働省				12	労働者協同組合法（令和2年法律第78号）	126条1項	なし			厚生労働省		
(以下の法令は他省庁との共管)									(以下の法令は他省庁との共管)								
1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	